

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年2月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：5 国名：タンザニア 担当：産業開発・公共政策部
案件名：内部監査能力強化プロジェクトフェーズ2

1 契約予定期間：2014年4月中旬～2018年3月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
内部監査に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年2月19日から2014年2月21日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年2月19日から2014年2月24日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年3月14日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：3月下旬
- (5) 契約交渉：3月下旬～4月上旬

5 業務の目的

タンザニア連合共和国（以下「タンザニア」）政府は、国家開発戦略として、1999年に「タンザニア開発ビジョン2025」を発表し開発の方向性（生活の質の向上、グッド・ガバナンスと法の支配の確保、強く競争力のある経済）を提示し、これを基礎に2005年7月に第2次貧困削減戦略（PRS：Poverty Reduction Strategy）「成長と貧困削減のための国家戦略（NSGRP：National Strategy for Growth and Reduction of Poverty）」（通称MKUKUTA）を制定し、2010年7月には第3次PRS（MKUKUTA II）（2010/11-2014/15年度）が策定された。MKUKUTA IIではマクロ経済戦略の一環として公共財政管理分野の改革を重要課題の一つとして掲げており、これを担うため「公共財政管理改革プログラム」（PFMRP：Public Financial Management Reform Programme）及び、「税・関税近代化プログラム」を策定し取組を実施している。

PFMRPは1990年代から財務省を中心に開始した会計・調達・監査にかかる能力向上などに焦点を当てたプログラムであり、JICAではこれをサポートするため、2007年に開発計画型技術協力「公共財政管理能力向上支援」を実施し11項目の提言をまとめ、2009年9月から2012年10月には本プロジェクトの先行プロジェクトである「内部監査能力強化プロジェクト」（プロジェクトフェーズ1）を実施し、財務省内部監査局（IAGD：Internal Auditor General's Division）がMDA（中央省官庁）の内部監査人の育成及び指導を行うための基盤を整備した。

プロジェクトフェーズ1実施後も内部監査人によって調書の記述方式や質にばらつきがあったり、地方にいたっては調達明細書と帳簿の突合のみの実施に留まっていたりと、統一されたルールに基づく均一的な内部監査の実施と質の改善の課題が残る。また内部監査を実施する意義がステークホルダー（被監査部門、内部監査委員会等）に認識されておらず、最終的に組織の業務改善には繋がっていないのが現状である。

このような背景のもと、タンザニア政府は、内部監査調書の質の向上、州行政府（RS：Regional Secretariat）及び地方政府（LGA：Local Government Authority）の内部監査人の育成、ステークホルダーの内部監査に対する理解の促進を促すため、我が国に対して、IAGDのさらなる内部監査の実施能力強化と、内部監査実施後のフォローアップに関する活動の強化を目的として、本件「内部監査能力強化プロジェクトフェーズ2」を要請した。これを受けて、2013年3月に詳細計画策定調査を実施し、2013年8月29日にタンザニアの内部監査の能力強化を目的とした本件「タンザニア内部監査能力強化プロジェクトフェーズ2」として、両国間で討議議事録（R/D：Record of Discussions）の署名・交換を行った。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

タンザニア国ダルエスサラーム（財務省）及びタンザニア全土を対象。
活動拠点は、ダルエスサラームにある財務省であるが、内部監査人の育成のためRS/LGAでの活動も予定されている。

(2) 業務実施機関

財務省内部監査局（IAGD：Internal Auditor General's Division）

(3) 業務内容

タンザニア財務省において、IAGDのMDA/RS/LGAに対する内部監査の技術指導の運営能力を強化すべく、以下の活動を実施する。

ア IAGDによる、実務スキルを身に付けた内部監査人を育成するためのチャンピオン認定プログラム（注1）の実施支援のための活動。

- (ア) チャンピオン候補生に対するワークショップの実施支援。
- (イ) チャンピオン候補生に対するモニタリング及びOJTの実施支援。
- (ウ) チャンピオンの認定プログラムの実施。
- (エ) リスクベース監査を導入するために内部監査ハンドブックセットの改訂。
- (オ) チャンピオン認定プログラムを継続するための予算策定に係る技術的支援。

注1：プロジェクトフェーズ1で開発した、タンザニア政府に在籍する他の内部監査人を指導する立場の内部監査人。MDAから候補者を募り、第三者アセスメント、コーチングスキル、管理職による推薦の3つの基準により認定される。

イ 特定のプロセスに対する高度なスキルを用いた監査を実施するための活動。

- (ア) 内部監査人の能力強化が必要とされるプロセスの特定。
- (イ) 特定されたプロセスに対するガイドラインのドラフト作成、チャンピオン認定のためのOJTでの試用及び改定。
- (ウ) 内部監査人へのガイドラインの配布。
- (エ) ガイドラインを開発・配布するための予算策定に係る技術的支援。

ウ MDA/RS/LGAの監査委員会を通じた監査による改善提案へのフォローアップに対するIAGDの支援機能強化に向けた活動。

- (ア) フォローアップの仕組みを強化するためのMDA/RS/LGAの関係機関とのミーティングの開催。
- (イ) MDA/RS/LGAの監査委員会メンバー向けの内部監査の啓発のための教材の開発及び配布。
- (ウ) MDA/RS/LGAの監査委員会メンバー向けの内部監査の啓発のための指導員の育成。
- (エ) 啓発活動のための予算策定に係る技術的支援。

7 成果品等

- (1) 業務計画書（2014年4月下旬、2015年8月下旬、2016年8月下旬）
- (2) ワークプラン（2014年7月下旬、2015年11月下旬、2016年11月下旬）
- (3) 事業進捗報告書（2014年10月下旬、2015年12月下旬、2016年12月下旬）
- (4) 業務完了報告書（2015年6月下旬、2016年6月下旬、2018年3月下旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/内部監査計画（評価対象予定者）
- (2) 内部監査モニタリング（評価対象予定者）
- (3) 人材研修
- (4) 業務調整/人材育成計画

9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定。
- (2) 2013年3月に詳細計画策定調査実施済み。
- (3) 2013年8月にR/D締結済み。

注：本案件概要は予定段階のものでありますので詳細については変更される場合もあります。